

十市町連第 72 号
令和 7 年 8 月 4 日

町内会長 各位

十和田市町内会連合会
会長 升澤 博也
(会長印省略)

町内会費徴収委託契約締結の再案内について

町内会への加入促進については、既に周知のとおりですが、**いまだにアパートなどの集合住宅において推進が十分に図られていない町内会**が見受けられます。そこで、改めて各町内会長の皆様に対し、不動産取引業者等（以下「管理事業者等」）との**町内会費徴収業務委託契約（以下「徴収契約」）の締結**について、周知・推進をお願いいたします。

集合住宅にお住まいの方々にも、町内会活動への理解とご協力をいただくため、私たちは「**協働のまちづくり会議**」を通じて、**管理事業者等との連携強化**を図っております。

つきましては、以下の内容をご確認のうえ、町内会連合会から所定の様式を必ず取得し、各管理事業者等へ直接ご訪問いただき、「徴収契約」の締結を進めてくださいますようお願いいたします。

なお、大家が直接管理している物件や、契約の内容について理解が不十分な業者等もあるかと思いますが、それぞれの事情をご説明のうえ、理解とご協力を得られるよう丁寧に働きかけていただければ幸いです。

記

I. アパート等居住者の町内会費負担について

十和田市にお住まいのアパート等住民の皆様は、町内会が提供する様々なサービスを受けています。これらのサービスは、町内会費によって支えられています。

1. **町内会所有のゴミステーション**を利用する。
2. **防犯灯の電気料金**の一部（料金の 3 割）は、町内会費で賄われています。
3. **カーブミラー、信号機、側溝設置等の要望**は、会長が市へ申請しています。
4. 町内会は、**ゴミステーションの設置・維持管理、防災訓練、資源回収、市広報誌の配布**など、多岐にわたる活動を実施しています。
5. **地域コミュニティ組織の活動費**は、町内会費で運営されています。

裏面もございます！

【補足】福井地裁の判決について

福井地方裁判所において、町内会を退会した住民が、町内会が提供する公共的利益（ゴミステーションの利用など）を無償で享受することは「ただ乗り」にあたり、退会者であってもゴミステーションの利用を認める代わりに「応分の負担」を支払う必要がある、との判決が下されました。この判決は、町内会活動への公平な負担の重要性を示すものです。判例：会費22,000円で、応分の負担額は15,000円とした。これを機に、各町内会長は、アパート居住者等に町内会加入を強く推進してください。

Ⅱ. アパート等住民の町内会加入と会費徴収について

アパート等住民の皆様には、町内会、**管理業者等**、アパート住民の三者間で「徴収契約」を結んでいただくことになります。

1. 管理業者等から、**振込手数料を差し引いた金額**が町内会へ入金されます。
2. 徴収する町内会費は、**年額 3,000 円（月額 250 円）の均一料金**です。
3. その他、契約に関する**注意事項**があります。

詳細については、町内会連合会事務局までお越しください。

なお、不動産業者等に関する質問は、**総務部会：副部会長の橋場氏に相談**していただければ幸いです。

〒034-8615

十和田市西十二番町6-1 市役所別館 4 階
十和田市外郭団体事務室内

十和田市町内会連合会 事務局：明山

TEL 51-6783 FAX 23-5571

e-mail：contact@towada-chouren.com